

磐田市教育委員会 定例教育委員会

- 1 日 時 平成 26 年 10 月 23 日（木） 午後 5 時 30 分から午後 7 時 50 分
- 2 場 所 磐田市役所西庁舎 3 階 特別会議室
- 3 出席委員 青島美子委員長 杉本憲司委員 田中さゆり委員 江間治人委員
鈴木博雄教育部長（教育長職務代理者）
- 4 出席職員 教育総務課長 学校給食管理室長 学校教育課長 中央図書館長
文化財課長 文化振興課長 市民活動推進課長 幼稚園保育園課長
スポーツ振興室長
- 5 傍 聴 人 0 人

教育委員会が決定したもの（議決事項）

1 平成 26 年度磐田市一般会計補正予算（教育費関係）の要求について

< 教育総務課長 >

11 月議会へ提出予定の教育費関係の予算についてです。よろしくお願ひします。歳入歳出関連がございますので、一括説明でお願ひしたいと思ひます。

最初に、歳出の方でございます。10 款全体に渡りまして、職員給与費の項目が出てまいりますので、まず、そちらを一括して説明させていただければと思ひます。主には 25 年度の人員配置から当初予算で見込んだものが 4 月の人事異動等で現在の職員体制で再計算をしたということによる増減の補正ということになりますので、よろしくお願ひします。はじめに 10 款 1 項 2 目事務局費ですが、再計算により 669 万 9,000 円の減額、1 項 3 目学校給食費については正規職員の 1 名減による 250 万円の減額、2 項 1 目小学校管理費では嘱託職員の 1 名の退職により 177 万円の減、中学校管理費では学校事務員を当初 10 名予定をしておりましたが 9 名ということにより 1 名減、学校用務員 6 名を計画しておりましたが 5 名ということになりましたので、計 441 万 9,000 円の減額です。5 項 1 目図書館費及び 2 目文化財保護費については、正規職員に係る給与等の再計算によりまして、図書館費では 200 万 4,000 円、文化財保護費では 628 万 3,000 円の増額ということになっております。

続きまして、人件費以外の経費についての説明をさせていただきます。10 款 1 項 2 目放課後児童クラブ運営事業でございます。嘱託職員である主任指導員の手当、共済費の再計算ということで、37 万 8,000 円の減額、本年度待機児童が多く出た磐田北小学校と磐田中部小学校、磐田西小学校におきまして、クラブを 2 か所増設した関係で臨時職員の指導員を新たに雇用したことから、共済費、賃金を 588 万 8,000 円増額いたしております。民間におきまして、放課後児童健全育成事業を行っている事業所に対して運営費の補助金ということで、県 3 分の 2、市 3 分の 1 で、事業費に対して補助をしてお

りますが、本年度、この補助要綱については改正をさせていただきました。当初予算では、このとり東保育園 1 園のみということで補助要綱で上限額の設定がありましたので、150 万ということで計上させていただきましたが、この要綱改正で 150 万円の上限を取りましたので、当初のこのとり東保育園の増額分と新たに豊田みなみ保育園もこの事業は行っていた訳ではございますが、今回この要綱に合致するというので、新たに補助金として支給をしていくため増額補正という形になります。その分につきまして、歳入の方で、15 款 2 項 8 目教育費県補助金に県からの補助金ということで計上をさせていただきます。

次に、小中一貫教育推進事業につきましては、当初継続による嘱託職員 11 名を当初予算で計上しておりましたが 1 名減ということと、積算の単価ですが継続で 11 名を見込んでいたわけですが今回新規採用が 8 名となりました。継続が 2 名、新規採用が 8 名ということで、給与の単価も下がり 899 万 3,000 円の減額ということになっております。

次の 10 款 2 項 1 目小学校管理費のふるさと先生配置事業につきましては、配置人数 7 名減ということで、3,285 万 7,000 円の減額、市費負担指導員（ことばの教室）配置事業では指導員の手当等の再計算によりまして 5 万 2,000 円の増額ということです。施設管理事業（事務局分）では、学校用務員嘱託職員の退職に伴いまして、臨時職員を雇用し、共済費、賃金で 185 万 5,000 円の増額、修繕料として年度途中に様々な保守点検を行っている訳でございますが、この保守点検の結果によりまして、プールの循環濾過機で 8 校、消防設備で 4 校、高圧受電設備で 7 校、配管漏水で 5 校、遊具施設で 4 校、合わせまして 667 万 5,000 円の修繕の増額ということです。委託料につきましては、富士見小の高圧受電設備増設工事の設計委託、竜洋東小学校のプール塗装の設計委託を計上しまして、94 万 1,000 円増額ということです。工事費につきましては今申し上げました竜洋東小のプール塗装工事を計上して 180 万円の増額です。

次に 10 款 3 項 1 目中学校管理費におきましては、ふるさと先生配置事業については、今年度配置の必要がなかったということで全額を減額いたします。施設管理事業の事務局分では学校事務員と学校用務員の人事配置から共済、賃金の 407 万 5,000 円の増額、修繕料は小学校と同じく保守点検の結果からプールの循環濾過機が 5 校、消防設備が 3 校、高圧受電設備が 4 校、遊具施設が 4 校、合わせて 1,010 万 5,000 円の増額ということです。委託料につきましては、竜洋中のプールの塗装改修工事の設計委託 59 万 7,000 円とその工事費の 510 万円の増額です。修繕及び工事につきましては、次年度の当初予算では間に合わないということで、補正にて増額要求をさせていただきます。なお、20 款 5 項 5 目の雑入でございますが、それぞれ臨時・嘱託職員である幼稚園、ふるさと先生、学校事務、用務員、放課後児童クラブの指導員の賃金等について補正をかけておりますので、その分の雇用保険料の本人負担分も変わってまいります。その関係での補正ということでございます。教育総務課からは以上です。続いて幼稚園保育園課よりお願いいたします。

< 幼稚園保育園課長 >

歳出の 10 款 4 項 1 目の幼稚園管理費でございます。こちらは臨時職員の賃金の関係です。こちらは正規職員の出産に伴う産休代替職員としての臨時職員の雇用に係る経費でございます。8 名分を考えております。内訳といたしましては、7.5 時間のフルタイムで働いていただく方が 3 名、5 時間で任用する方が 5 名を含めまして、8 名分の賃金及び手当を補正計上しております。また、それに伴う社会保険料の負担がございますので、その分を見ております。賃金につきましては 1,040 万 5,000 円の補正、社会保険料につきましては 77 万 4,000 円の補正を予定しております。以上でございます。

< スポーツ振興室 >

仮称竜洋体育センター施設整備事業繰越明許費についてでございます。これは先の議会で議決をされまして、本契約を締結いたしました。仮称竜洋体育センターの建設に係る予算を次年度に繰り越すために 11 月議会に上程をしていくものでございます。この体育センターの建設については、当初の予定では年度内に完成を見込んで予算計上をしてございましたが、材料費や人件費の高騰を含む色々な条件が影響しまして、当初の入札が不調に終わり、設計の見直し、あるいは材料製品の選択肢を増やすなど色々な検討をいたしまして、再度の入札そして 10 月 16 日の本契約が締結されました。工事期間としておおよそ 10 か月が見込まれるということから、完成は来年度まで持ち越すということが確定されました。このため、年度内に執行する費用を除きまして、来年度の工事費に繰越の手続きを行うものです。予算の総額は 5 億 7,362 万 6,000 円でございますが、そのうちの繰越額は 3 億 4,446 万円 5,000 円となっております。以上でございます。よろしく願いいたします。

< 質疑・意見 >

Q 10 款 2 項 1 目のふるさと先生の配置が当初よりも人数が減ったということかと思いますが理由はございますか。

A 予算を立てる段階で、学級の人数がふるさと先生対応なのか、国の定数対応なのか、一人転出することによってふるさと先生になってみたり、逆に転入によって国の定数対応になってみたりという不安定な学級がありました。突然の転入があるということを想定して最大で計上させていただいておりますので、4 月 6 日が県の基準日、5 月 1 日が国の基準日ですので、それを受けて確定となった差ということでございます。

Q 15 名が 8 名になったということではなくて、学校ごとの案件が各学校によって事情が違うということから足していくとこのようになったということですね。

A ご指摘のとおりです。

< 議案の承認 >

審議の結果、本議案は承認された。

2 磐田市交流センター条例の制定について

3 磐田市立公民館条例施行規則を廃止する規則について

4 磐田市竜洋なぎの木会館条例の制定について

市民活動推進課報告事項

- ・ 磐田市交流センター条例施行規則の制定について
- ・ 磐田市竜洋なぎの木会館条例施行規則の制定について

< 市民活動推進課長 >

平成 17 年のときの市町村合併のときを思い浮かべて頂ければと思います。旧磐田市地域では、各地区単位に地域公民館がございました。そこでは社会教育を行うとともに地域活動の支援も行っておりました。それに比べて町村部におきましては、福田町においては公民館と名がつくのは中央公民館がございました。竜洋町では、なぎの木会館が竜洋町の公民館という位置づけでございます。この2つについては、地域公民館とは異なりましてホール施設を持っている規模の大きい中央公民館ということになります。当然ながら、部屋がいくつかございますので、事業としては貸館もやりますし、サークル活動も行っております。基本はホールという位置づけで旧町では使っていたというものでございます。旧豊田町地域につきましては、公民館施設が2つございました。これは地域公民館の位置づけなのでありますけれども、事業実態としましては生涯学習や部屋の貸館を行うのですが、地域の支援は一切行っていなかったという状況にございます。旧豊岡村地域では公民館施設はございませんでした。合併に伴いまして、それらを一つの磐田市公民館条例、公民館条例施行規則を制定して運用をしてきたところでございます。合併をしましたときに、合併協議の中で開館時間、休館日、使用料につきましては、旧市町を引き継ぐということとされましたので、合併後もそれらはバラバラで今日まで至っているという状況でございます。合併した当時は、旧町村部の皆さんからは、旧磐田市のような地域支援をしてくれるような公民館施設が欲しいという声が挙がっておりました。それによりまして、平成 21 年磐田市自治会連合会長、磐田市社会福祉協議会会長の連名で市の方に対して旧磐田市のような拠点のないような地域については、拠点を整備して欲しいという要望書が出ております。これを受けまして市の方としては、新たな館を建てるというのは難しいことから、平成 22 年度から既存施設の衣替えをしました。例えば、竜洋保健センター、豊田保健センターにつきましては、これを地域センターと名前を変えまして、地域支援を行い、貸館を行う施設として位置づけたところでございます。

少子高齢化、核家族化の進展は留まるところを知らない状況でございます。近年は、地域のつきあいなどが希薄になってきておりまして、こういった社会状況を受けまして地域では防災、防犯、福祉活動など色々なことに課題が出てきております。こうした課題を解消していくためにということで地域力の向上、地域づくり活動の一層の推進が必要であると思います。行政も手を入れていく訳でございますが、すべてに同じような形というのはなかなか難しいため、地域の皆さんと一緒にあって、地域力を上げていくと

いうことを考えております。そのためには、市民の皆さん自らの手で皆さんが住んで良かったというような街づくりをして頂く必要がある。その拠点となるような施設を整備していきたいということで考えたものでございます。

平成 25 年度と今年度の 2 か年をかけまして、検討を続けてまいりました。昨年度に関しましては自治会連合会、社会福祉協議会、公民館長、コミュニティセンター長、地域活動団体の方々に集まっていただいて検討会・意見交換会をしております。その中で方針を決め今年度はそれを地域の皆さんとお話をしながら、どういう形にしていくか、まとめをしたものでございます。

結果として、まず、教育委員会の関係といたしましては、公民館条例、これは社会教育法に基づく公民館という位置づけでございます。これを交流センターというものに切り替えていくという方針になりましたので、公民館条例を廃止するということが発生いたします。それに変わって、交流センター条例を制定していくということでございます。今回設定いたします公民館、コミュニティセンター等の類似施設をまとめるという形の中での交流センターの役割についてでございます。こちらは、地域づくり活動を支援するということが一つ、これは地域の活動というものが地区社協さんの活動を含め自治会の活動を含め地域でも役の受け手がないですとか、事務仕事が多すぎるなどの課題がございます。そういうものを支援するという業務が一つ、それから、2 つ目には生涯学習を推進する。これは社会教育の部分になります。現在、公民館の行っている事業を引き継ぐものでございます。生涯学習については、さらに推進していくという位置づけになります。それから、貸館ということで施設を提供していく。この 3 つを役割として設定するものでございます。開館時間、休館日については、バラバラになっているものを統一するというものでございます。最後、使用料につきましては、実は今年度と来年度をかけまして、皆さんに貸出をしている公共施設について、使用料の統一見直しを図るという作業をしております。見直し方針が出てまいりましたので、それに基づきまして、まず交流センターにつきましては、この方針に基づいた料金に統一を図りますということが 1 点あります。なお、交流センターは地域のための施設でございますし、生涯学習活動の目的で使用する場合につきましては、100%の減免ということでございます。なお、市外の団体、条件に合わない場合には、料金を徴収いたします。

条例の中にもございますが、対象施設についてです。条例では、比較表という形で見て頂ければと思います。磐田地区にあります公民館は基本的に交流センターに、福田地区については、福田の公民館、これは中央公民館、ホールを持った公民館ですが、こちらは福田中央交流センターということで地域交流センター、地域施設の方に切り替えをしております。福田公民館はホールを持っておりますが、現状ホールは小さくなくて、皆さんの使い勝手としては、フロア部分がかなり広くありますので、フロアを使って皆さんが活動をするという判断をいたしましたので、地域交流センターに変えていくということでございます。福田コミュニティセンターは、福田南交流センターになります。竜洋

地区につきましては、竜洋公民館は、施設規模が約 800 席あるという非常に大きな施設になりますので、こちらは文化施設に移行するという事で、名称をなぎの木会館に変更したいと思っております。公民館の名前を残すと、非常に紛らわしいものになりますので、通常使っております「なぎの木会館」は市民の皆様にとって慣れた言葉かと思っておりますので、なぎの木会館という名称に切り替えをして、文化施設にします。所管につきましては、市民活動推進課から文化振興課に所管替えをするということで考えております。もう 1 点、掛塚のところに、学習等供用施設竜洋会館という施設がございます。こちらは、1 階部分に竜洋の商工会が入っています。2 階以降の上の階を貸館という形で使っております。施設が大分古いものでございまして、耐震機能もないということでございますが、建て替えをしていくかどうか、ということが課題となっておりますので、施設規模は大きくないものですから、現時点で、建て替えをしても駐車場が取れないということがございます。代替地を含めての検討になってまいります。現在、入っている商工会の動向もありますので、こちらは現行どおりという位置づけの中で、検討を続けてまいります。豊田地区につきましては、公民館、豊田農村環境改善センター、また、(仮称)豊田東コミュニティセンターは現在建設中でございます。この 5 つを交流センターに切り替えをしてまいります。豊岡地区につきましては、豊岡東公民館を豊岡東交流センターに切り替えをします。なお、平成 27 年度に豊岡総合センター内にあります研修会館の代替ということで、旧母子センター、旧改善センター、旧保健センターなど今解体が済みましたが、そのところに施設を建てる予定です。名称は、(仮称)豊岡総合会館ということでございますが、こちらは交流センターに切り替えていくということで考えております。

このように施設替え、更新替えをしてまいりますので、これに関連をしまして、1 つは、交流センター条例を制定することであり、それから、磐田市立公民館条例施行規則は教育委員会規則として位置づけられておりますので、こちらを廃止するという議案を出させていただきます。それから、竜洋公民館をなぎの木会館として制定する条例について、議案を上げております。また、報告にあります条例施行規則につきましては、条例に基づいて使用者への使用制限ですとか、使用料の減免の関係、還付の関係を定めるものでございます。併せましてご報告させていただきます。なお、条例につきましては、今度の 11 月議会で上程予定でございます。以上です。

< 質疑・意見 >

Q 今回、交流センター化していく中において、役割として地域支援を前面に出してきたのかどうかについてご説明をいただけますでしょうか。

A 今回の方向性としては、地域の活動支援をするということについて、新たに位置づけた性格として持たせるということを目的としております。社会教育法に定める公民館という規定では収まらないということで、変更させていただくということでございます。したがって、結果としては、目標値は旧の磐田地域にあります公民館活動であ

り、地域活動を行っている施設を設定しているということでございます。

Q いわゆる磐田方式といわれる形での交流センター化という捉え方でいいですか。

A そのとおりです。ただ、年度が替わったから、すぐに同じ活動ができるというのは難しいものでございますので、時間をかけながら、そういう方向にしていこうということでご理解いただければと思います。

Q より一層これからは支所というよりは、交流センターを窓口にした相談であるとか、事業が段々と出てくると考えればよいですか。支所としては、あくまでも許認可、申請、届出、補助金、負担金そういう窓口として決定されてくる訳ですか。

A 当面、限定ということはしてまいりませんので、支所は支所機能として今の機能を引き継いでまいりますので、今まで通りというイメージでいただければと思います。市民目線でいいますと、市の窓口が近くに増えたというイメージで捉えて頂ければ、結構かなと思います。

Q この事業の中に、住民票の発行などは入っていますか。

A まず、来年度にそういう事業に取り組むという予定はありません。しかしながら、現時点の公民館は社会教育法に定めてある施設ですので、市の業務はできません。これを外すことによって、交流センター条例の中では、そうした住民票の発行等も可能な施設という位置づけができるようになり、今後の業務の進め方によると思います。当然設置するのは、費用もかかりますし、システム改修の必要もありますので、状況に応じて対応していくことになろうかと思えます。

Q 今回の交流センター条例と公民館条例の違いについて教えてください。

A まず、設置の目的のところでは、公民館条例の方では、社会教育法に基づくという文言が入ってきます。この文がなくなるということが1点あります。それから、事業の内容ですが社会教育法に基づく公民館については行うべき事業が定められています。今回はそれを考えませんので、新しい条例の3条に規定する事業を行うという大きな括りの設定としております。また、双方とも施設の設置条例ですので、基本的な作りは同じでございます。いままでバラバラであったところを統一するという意味では変更がございます。

Q 使用料の変更はありますでしょうか。

A 厳密に言うと変わります。旧磐田地区の公民館の使用料金と旧豊田地区にある公民館の使用料金について大分差があるという状況がございました。今回、財政課を中心としまして、施設の維持管理経費を算出する中で、同じようなグループを寄せ集めしまして、平米数で割り返したものを単価として求めます。それを部屋ごとの大きさなどで落とし込んでいくという作業をします。細かい数字の違いが出てはいけないので、ある程度グループ化をしております。そうした中で、定めた金額でございますので、例えば、福田のコミュニティセンターの部屋のお金については、いままで半日1,000円だったのが500円になったというのはあるのですが、全体として同じ大きさの部屋であれば同じ

金額という形となっておりますので、ご理解をいただければと思います。地域の皆さんが使う場合には、減免の申請書を付けて頂ければ、減免という形になります。

Q 豊岡地区の掛下に豊岡南部コミュニティセンターがあると思いますが、その位置づけはどのようになりますでしょうか。

A 豊岡南部コミュニティセンターの南側に下水処理場がございまして、下水処理場を設置するときに地元対策施設というイメージで地元から要望をもらって市が設置した施設です。施設規模はそれほど大きくはありませんので、体育室と和室が2間、それぐらいの大きさの会議室が1つという形の施設でございます。駐車場も12~13台が置ける程度でございます。こちらの方も目的としては地域の交流センターとすることは問題ないのですが、1つネックがありまして、事務室がございません。事務機能が持てないという施設でございますので、この交流センター化するのに、その施設を改修するというよりも、これはそのまま置いておくということで考えました。位置づけとしましては、豊岡東公民館の附帯の体育施設という位置づけを持っております。条例の中では、事務所機能がある施設を条例で設定すればいいということになっておりますので、付帯施設についてはここに出てこないということになっております。来年度に豊岡総合会館が出来上がれば、より近いところということで、そちらに所管替えをしていくということになっております。

Q 豊岡総合会館が豊岡中央交流センターになっていくのですね。

A 予算が通ればということになります。

Q センターというところに行きやすそうなイメージでいいと思います。福田南交流センターは現在のどちらの施設になりますか。

A 福田中学校の東側の福田保育園の奥の一角に福田コミュニティセンターがありますが、この施設が福田南交流センターになります。

Q なぎの木会館はホールや和室、工作室、小ホールなどがあり、皆さんが使っています。そういう生涯学習で使うようなものは、交流センターの施設で使うのと同じような料金体系になるのでしょうか。名称が文化施設に変わっただけで、引き続き生涯学習施設としての役割は残るのでしょうか。

A 厳密には違う部分はあるのですが、ストレートな言い方をすれば、今の皆さんの使い勝手としては変わらないと思っていただければと思います。厳密な話をすれば、文化施設に変わりますので、各部屋については、文化施設内の貸部屋をするという位置づけになりますので、生涯学習のための部屋ということではなくて、地域の皆さんが借りて使う部屋という位置づけになりますので、料金体系が変わってきます。しかしながら、地域の皆さんが使う場合は、減免などの制度がありますので、今までどおりの形で使えるということになります。したがって、使い勝手としては変わらないということになります。今は、竜洋公民館は主導して講座を開催するということがありますので、それが文化施設に切り替わるものですから、竜洋保健センターがコミュニティセンターになり

ますので、そちらの方で講座企画を行う形になってまいります。竜洋コミュニティセンターは、部屋数があまりないことから、そこで企画をして、なぎの木会館の部屋を使って講座を行うという形になってくるのかと思います。

これは決まると来年の4月からですか。使用時間として、いままで9時までとしていたものが、今後は9時30分まで使えるということですね。

そのとおりです。

< 議案の承認 >

審議の結果、本議案は可決された、

5 磐田市立学校の施設開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について

6 磐田市立学校の施設開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

< スポーツ振興室長 >

「磐田市立学校の施設開放に関する条例の一部を改正する条例」の制定と「磐田市立学校の施設開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則」の制定については関連がございますので、併せて説明をさせていただきます。この件については、4月の定例教育委員会で報告事項ということでご報告した使用料や減免基準の見直しという作業がされていますが、学校施設開放条例と施行規則の改正をお願いするものです。体育館使用料については、統一単価で使用料の見直しがされておりまして、学校体育施設につきましては、今回改正に合わせて、開放時間の全市的な統一を図っていきたくと思います。使用料は統一したものを設定してまいります。地域の方々が使用される場合には、議案59号施行規則の内容により100%の減免がされるということですので、実質使用料は無料となってまいります。しかしながら、受益者負担の観点から、新たに照明設備使用料の項目を設けさせていただき、これを利用者にご負担いただくというものでございます。改定後の利用者のご負担については、実質的には安価になるような設定となっております。今回、改正にあわせ、利用時間の全市的な統一を図っております。これまで9時30分まで開放されておりましたが、豊田地区、福田地区、豊岡地区につきましては、磐田地区、竜洋地区に合わせていきたくと考えております。開始時刻につきましては、6時45分とさせていただいておりますが、多くの中学校ですと下校する生徒さんと利用者の車両が錯綜しないような配慮を願いたいというご意見を伺っておりますので、中学校の完全下校の時刻が6時30分であるということを受けまして、今回は6時45分に設定しております。

< 質疑・意見 >

Q 単価設定についてですが、通常私達が考えるとき、昼間より夜間の方がコストはかかるのではないかと、施設の方は別として、照明の方で単価について時間が少ないためにこういう値段になっているのか、その点はどういう考え方になっているのでしょうか。

時間が短いから、通常の午後よりも夜間が低いのですか。照明の電気代などのコストは、昼間でも電気を使うということであれば同じということなのかもしれませんがいかがでしょうか。

A そのとおりです。屋内競技、体育館の中で行われる主にバレーなどですけれども、基本的には電気を点けるということになっております。

わかりました。朝も昼間も午後も夜も全部同じ条件だという考えなのですね。

< 議案の承認 >

審議の結果、本議案は承認された。

7 学校体育施設利用運営協議会委員の委嘱について

8 学校体育施設利用管理指導員の委嘱について

< スポーツ振興室長 >

学校体育施設利用運営協議会委員の委嘱と学校体育施設利用管理指導員の委嘱は関連がございますので、合わせて説明をさせていただければと思います。学校体育施設利用運営協議会委員につきましては、学校施設開放事業の円滑化を図り効率的な運営や施設利用の安全性等を協議していただくものでございまして、本年4月の定例教育委員会で承認を頂きそれぞれ各学校の校長先生方に委嘱をさせていただいたものです。この中で変更と記載がございます豊岡南小学校につきましては、高橋校長先生がご逝去されたということを受けまして、新たに委嘱をお願いするものでございます。これに関連をいたしまして、こちらは施設の開放に伴う危険や施設管理の指導をしていただくための学校体育施設利用管理指導員でございますが、こちらも豊岡南小学校につきまして新たに選任いたします。

< 質疑・意見 >

なし

< 議案の承認 >

審議の結果、本議案は承認された。

9 磐田市体育施設に関する条例の一部を改正する条例の制定について

< スポーツ振興室長 >

こちらは11月議会に上程する予定でありますが、次の議会に持ち越す可能性もありますので、ご承知ください。この改正の対象となります福田豊浜体育館につきましては、平成24年の公共施設の見直し計画の中で、平成26年度廃止、平成27年度解体という方針が示されたことを受けまして、今回、条例から名称を削除させていただくものでございます。平成24年度中には、利用者団体への説明は終えておりまして、本年8月からは地元への説明を行っております。この豊浜体育館は、昭和57年に建設され、長く旧福田町の社会体育施設として、また豊浜小学校の体育の授業で使用されてきました。

平成 17 年に豊浜小学校屋内運動場が新たに建設されたことを受けまして、豊浜地域での一定の役割も終えているということと、耐震性能が不足をしているということから、廃止・解体をしていく計画となっております。以上です。

< 質疑・意見 >

なし

< 議案の承認 >

審議の結果、本議案は承認された。

各課から報告したもの（報告事項）

1 文化振興課

磐田市文化振興センター、磐田市市民文化会館、磐田市熊野伝統芸能館に関する条例施行規則の一部改正についてです。今回は使用料減免の規定を改正いたしましたので報告をさせていただきます。今回の一部改正は、磐田市の統一的な基準の必要性から、本年度全庁的に示されました使用料見直しの基本方針に基づいて、現行の減免基準の見直しを行ったものでございます。3 規則ともに内容は一緒ですので、磐田市文化振興センター条例施行規則に沿って説明をさせていただきます。第 8 条に使用料の免除の申請について、今回市で示した減免基準の文言どおり規則改正をいたしました。現行では第 1 号で市などが主催する場合、第 2 号では共催で使用する場合と分けてございましたけれども、改正案では第 1 号にて「主催又は共催して使用する場合のときは」とまとめて規定されておりますので、第 2 号は削除となります。ただ、磐田市民文化会館条例施行規則については、文化ホールという特殊な施設になるものですから、会館独自の減免規定を設けているために、共催の部分についてのみ一律に免除とはしないということで、100%以内の減額となっております。

< 質疑・意見 >

なし

2 幼稚園保育園課

1 点目は、「磐田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等及び業務管理体制に係る届出に関する規則」の制定についてです。来年度から制度改正が予定されております子ども・子育て支援制度につきまして、教育・保育施設の中で認可を受けた施設については、市が給付費を施設に支払うということとされております。それぞれの施設の運営基準につきましては、9 月議会に上程し議決されたところでございます。今回のこの規則につきましては、市が各施設に支払う給付費の支払いのために、各施設からの申請に基づいて市が確認を行う必要があります。この申請・確認をするための様式や必要な事項をこの規則により定める内容となっております。

2 点目は、(仮称)福田幼保園通信「夢をのせて」をお配りしております。現在、(仮称)福田幼保園の建設が進められているところでございます。園舎の工事につきまして

は、来年の1月末を工期とし、現在、工事が進められております。現在の工事の進捗状況ですが、給食棟を含めまして、園舎棟につきましては、コンクリート打ちが終わりまして、現在内装工事に入っております。これからプールの工事に入りまして、最後外構工事に移っていく予定でございます。

次に、運営面についてです。初めてできる幼保園ということで、幼稚園と保育園が一体となった両方の機能を持った施設ということですので、子供たちが安全で安心な環境の中で教育ができるように様々な準備を進めております。その中で、建築工事と併せまして、遊具をプロポーザルで選定をすることや、9月質問の一般質疑でも出たのですが、給食については委託方式を採りまして、給食業務を進めていきたいと思っておりますが、プロポーザルで業者選定しております。こちらの給食業務の選定につきましては、選定委員の中に今の幼稚園の保護者の方にも入っていただいて、保護者目線の中での業者選定もしていただいて、色々な業者の提案を聞いて業者も一生懸命考えて頂いているということで、大変良かったというご意見を頂戴しております。お手元にお分けしております「夢をのせて」通信の3枚目の裏になりますが、2ルートに分けて通園バスを走らせる予定でおります。バスについてはラッピング等をし、かわいらしい子供達が喜ぶようなバスを作っていきたいと思っております。

現在、仮称ということで、福田幼保園と言っている訳なのですが、来週月曜日に定例記者会見の場で、正式に発表いたしますが、先日10月16日に庁内関係部署の代表者で組織する選考委員会で、名前が「福田こども園」と決まりました。「福田」が漢字で、「こども」がひらがな、「園」が漢字です。7月28日から8月15日までで名称の公募をいたしまして、85件の応募がございました。その中で3つ重複がありましたので、82件なのですが、その中から福田地区の保護者の方から代表者が参加している運営協議会というのがございますので、保護者の方のご意見をお伺いし、地元の福田の名前が入っているのがいいのではないかと、幼稚園ではなくてこども園が良いのではないかとという声を頂戴した中で、最終的に関係部署の代表者で組織する選考委員会で決定したということになっております。保護者の方の意見の中では、福田というのを漢字にしようと、地域外の方から「ふくだ」というように誤る可能性があるためひらがなの方が良いのではないかとというご意見もありました。最終決定するとき、そのあたりをどうしようかと話が出ましたが、正式な名称としては、福田は漢字にして、こどもをひらがなにしていこうということで決定をいたしました。ただし、子供たちが親しみやすいとか、園内の色々なところの表示は、積極的にひらがなを活用してわかりやすい園の名称にしていくことで配慮するということとしました。いずれにしても、子供たちが園に通うのを楽しみに来てもらえるとともに、地域の人からも親しまれて可愛がられる園になるよう今精一杯頑張っているところでございます。こちらの「夢をのせて」というのは、1か月ぐらいの間で定期的に発行しております。これは保護者の方ですとか、福田地区の世帯に回覧で出しております。色々なご質問を頂いておりますので、こういったのを

見ていただいて、知っていただくという意味で積極的に出していきたいと思えます。

最後に、豊岡東幼稚園と豊岡北幼稚園の統合後の様子を口頭でお知らせいたします。豊岡東幼稚園につきましては、今年度は統合し、昨年度まで豊岡東幼稚園にいた園児は、年長6名、年中4名ですけれども、今、豊岡北幼稚園に在園し、毎日元気に通っているところでございます。子供たちの様子につきましては、4月・5月はやはり豊岡東幼稚園の子供たちで仲間になるという状況が園の中でも強く見られました。それは環境が変わったということでの自然な状況であったのかと思えますが、6月以降、段々に園の中でも先生たちも配慮し声を掛けることや、子供たち同士の色々な広がりが出ていく中で、色々な子供達と積極的に関わるというのができてきて現在に至っているところでございます。7月末1学期が終わる際に園の方で保護者の面談をしております。その際に保護者の方から聞かれた声としましては、「1学期を終えて、最初はどうかと思っていましたが、現在は不安に思うことや困ったことはない。」という声ですとか、「園から帰った後の家での様子も元気で過ごすことができ安心している。」という声、また、「一時期は不安定で、幼稚園に行くのが嫌だというときもあったけれども、そういう時には家庭と園の先生との両面で子供に関わることで、その後変わって安定するようになったので良かったです」という声、「統合することによって人数が多くなったということで周りの子供たちから受ける刺激がとても多くなったので結果的に統合したことが良かった」という声も聞かれたとのことでしたので一安心しているところでございます。やはり統合したということでの成功というのは、すぐに出るものではなくて、子供達一人一人が先生や友達と関わっていく中で、園の生活を伸び伸びと楽しむ姿になっていくことができるということがやはり成功したということの一つの表れになるかと思えます。子供たちのそういう姿を見て、保護者や地域の方々も統合して良かったということになるかと思えますので、今年最後になってそういう声が少しでも多く聞かれるように私たちも園と一緒に頑張っていきたいと思っているところでございます。

< 質疑・意見 >

Q (仮)福田保育園のクラス編成についてですが、保育園の3歳児の子はお昼寝が入りますので幼稚園と保育園のクラスは別なのだと思いますけれども、4・5歳児は一緒でしょうか。

A 基本的に3歳児も午前中からありますので一緒です。お帰りのときがお昼寝をする子としない子がいますので、そこで移動する子が出たりするということはありますけれども、基本的には一緒に考えています。

Q 別にクラス分けなどは保育園と幼稚園では別にしないということなのですね。

A そのとおりです。

(3) 教育総務課

重点事項の実施済事業です。1番の第2回統合準備委員会全体会です。9月30日に豊岡東公民館で第2回統合準備委員会の全体会を開催いたしました。第1回同様、東・

北両地区、両小学校の代表の方々にご参加を頂いて、第1回の立ち上げからこの9月30日までの間での5部会での会議の内容についてご報告を頂いております。また、内容について決裁が回っておりますので、統合準備だより4号、5号という形で委員の皆様にお配りしたいと思いますので、内容は割愛をさせていただきますが、報告をさせていただいた中で、現時点までのご承認をいただいたということです。全体会に引き続きまして部会を開催いたしまして、今後のスケジュールの確認等を行ったところでございます。準備委員会の全体会については、来年開催を予定しておりますが、いずれにしても3月の末に向かってということで、皆さん精力的に頑張ってくださいとお願いしておりますので、事務局としても後押しをしていきたいなと思っております。

次に2番目には市P連の臨時役員会を9月29日に開催いたしました。これにつきましては、協議内容として、スマホのルールづくりということで、先般、磐田市青少年健全育成会連合会と磐田市子ども会育成者連合会と磐田市PTA連絡協議会の3者で現在協議をしております。その中で3つのルールを3団体の中で共通にしましょうということで、必要のないスマホは持たせないということ、フィルタリングサービスを受けるとのこと、午後9時以降は使用しないということの3本の柱のルールを統一で決めましょうということで、それぞれ団体に持ち帰って協議をいただくことになり、市P連の役員会を臨時で開催したということです。3つのルールを作っていく訳ですが、各団体によって、所属する子供や、地域、年齢層も異なります。市子連では、子供は小学生、PTAでは小中学生、健全育成会では、年齢は様々という中で、どういう形でこれを運用していくかということをそれぞれの団体で考えましょうということになりました。ただ、これらの3つのルールは遵守していきましょうということです。これにプラスアルファを付けていくのは構わないのではないかと、附帯事項として付けるのはそれぞれの団体でお話を頂いておりますので、市P連の方では、この3つのルールを確認して各役員にご承認を頂いたところでございます。ただ、小学生と中学生とで同じ時間で良いのかどうかなどそういった部分はありますので、市P連として中学生は9時にしましょう、小学生は8時にしましょうという附帯事項を入れるということと、4つ目として使用方法と時間は各家庭でルールを決めるということを入れて、市P連としては4つの約束という形でどうでしょうかという話をしております。11月8日に磐田市健全育成大会がアミューズ豊田で開催されることになっておりますので、その前段でこの3つの柱のルールを3団体で決めましたという表明を行い、周知をし、これに向かって秋以降、平成27年度取り組んでいくという段取りになっておりますので、御承知置き頂ければと思っております。

予定事業の方では、放課後児童クラブの利用申請の受付が始まります。学年拡大という部分で条例改正も行いまして初めての受付をしていく訳でございますが、11月19日から12月19日を第1次募集受付、12月22日から1月30日を第2次募集受付という2段階で行く予定です。第1次募集受付については小学校1年生から3年生まで、12

月からの第2次募集受付については6年生までという形とし、1年生から3年生までを低学年の利用を最優先に考えていくということを表に出していきたいと思っておりますので、第1次、第2次分けて受付をしていくような準備をしているところです。

また、4番の市町村教育委員会研究協議会は11月25日、26日にアクトシティで開催されます。2日目には教育長が事例発表を行う予定となっております。大槌町教育委員会からの発表も当日入っておりますので、ご予定が合えばご出席いただければと思います。以上です。

< 質疑・意見 >

なし

(4) 学校給食管理室

それでは、学校給食管理室の予定事業として、まず、平成26年度第2回磐田市立学校給食運営委員会の開催についてですが、今年度は第1回の運営委員会を7月9日に開催し、給食費に係る25年度決算及び26年度予算のほか、給食の摂取基準や栄養摂取の状況、献立の年間計画等について報告をさせていただきましたが、第2回の運営委員会を11月5日の12時から大原学校給食センターで開催をいたします。

内容につきましては、委員の皆様には学校給食の試食をしていただいた後、平成27年度の幼稚園、小学校、中学校の給食実施回数や給食費についてご審議をいただくほか、今年度上半期の栄養摂取状況等について報告をさせていただきます予定です。

次に、学校給食用牛乳供給工場調査についてですが、この調査は、県の学校給食用牛乳協議会が2年に1度実施をしているもので、今年度は、11月12日に本市が供給を受けているフクロイ乳業について、実施要領に定められた点検表に基づく実態調査と意見交換が行われるため、これに参加をするものです。

次に、学校給食用めん加工委託工場の指定に係る工場実地調査についてですが、委託工場については、指定要領に基づき2年に1度、県の学校給食会が実施しており、今回は平成27年度及び28年度の2年度間の指定に係る実地調査が本市で申請のあった中西屋について11月27日に行われるためこれに参加をするものです。報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

< 質疑・意見 >

なし

(5) 学校教育課

実施済の主要事業並びに予定についてはご覧ください。実施済事業として、学力向上委員会を9月30日に開催いたしました。校長代表と各学校1名ずつ学力向上委員を集めまして、今回の全国学力・学習状況調査の分析を行いました。そこで出た内容について、リーフレットとしてまとめ上げたものになります。基本的には学習関係においては、昨年度と同じ傾向であるということで昨年の10月に出した磐田市としての取り組みを継続して行うこと、特に条件に従って考えをまとめて書くということ、それから、目的

を持って読んだり書いたりする力の育成、また、国語 A 問題に代表されますが漢字を書く力をどのように付けていくのかということも大きな話題となりました。今後、各学校に持ち帰って学校でどのような取り組みをするのかということも 12 月に出し合うような会を開催したいと思っているところでございます。

予定事業については、磐田市英語授業づくり研修会ということで、今回は中学校を対象に英語の授業について小学校教員、中学校教員が授業参観をしていくということを行います。小中接続ということも話題に県の指導主事を交えて議論していきたいと思っております。以上でございます。

< 質疑・意見 >

なし

(6) 中央図書館

はじめに豊田図書館についてでございますが、現在、天井耐震改修工事のために 10 月 14 日(火)から来年の 1 月 30 日(金)まで臨時休館日とさせていただいておりますが、先日、工事の詳細な工程表が示されまして、10 月 25 日(土)から 11 月 30 日(日)までは館内の展示室におきまして一部開館ができることになりました。予約資料や新刊資料の貸出及び新聞や雑誌の閲覧サービスを限られたスペースではありますが、行っていく予定であります。12 月からは展示室の天井耐震工事が入りますので、12 月以降につきましては、現在、対応を検討中でございます。今後の予定につきましては、ホームページや図書館だよりで周知していきたいと思っております。

実施済事業ですが、中央図書館の展示室におきまして、9 月 27 日から 10 月 2 日まで、遠州祭研究会による中泉の祭りと歴史の展示会を初めて開催いたしました。昔の写真や資料等が展示されました。5 日間という短い期間ではありましたが、656 人の入場者がありまして、大変盛況でした。

また、昨年度に引き続きまして、磐田市内の 4 つの県立高校によります磐田ハイスクール講座の第 1 回目といたしまして磐田南高校の生物部による「おもしろ植物発見講座」を実施いたしました。受講者は 14 名でございましたが、日頃研究している内容を大変わかりやすく高校生から解説をしていただきまして、顕微鏡を実際に覗いてみる実習もあり、参加いただいた小学生から高齢者まで興味を持って楽しめた講座であったと思っております。第 2 回目は、10 月 25 日(土)に磐田西高校において、「文書デザイン入門講座」を開催する予定となっております。次に、予定事業でございますが、10 月 27 日から 11 月 9 日の読書習慣に合わせて、こども向けの本のおたのしみ袋を中央図書館、福田図書館、竜洋図書館の 3 館で貸出をする予定です。豊田図書館と豊岡図書館につきましては、夏休みに実施したため、今回は 3 館での実施となりました。最後に予定事業として、11 月 29 日(土)に中央図書館におきまして、子供と読書講演会を開催いたします。講師に斎藤惇生氏をお迎えして、「子どもの成長と絵本」という演目でご講演を頂きます。幼い頃に読んでもらった絵本が子供の成長にどのように影響してくるのか、

子ども達にどんな絵本をどんな形で読んであげたらよいかを考えるきっかけになればと思っております。参加の申し込みは10月29日(水)から中央図書館で受け付けます。

< 質疑・意見 >

Q 前回、国立国会図書館のデータベースについて、資料や文献等の閲覧についてご紹介いただいたのですがこのアクセスは自分で行うか依頼をするのかどちらでしょうか。

A 中央図書館のカウンターに来ていただきますと、パスワードがありますので、その設定は職員が行っていて、アクセスできる状態にしてご案内しております。

Q それは図書館カードでいいですか。例えば、豊岡図書館では、支所で使っているものがそのまま使えますでしょうか。

A そのカードを持ってきていただいて、館の利用者であることを確認させていただきます。国立国会図書館から磐田市立中央図書館にパスワードが付与されておりまして、それを職員が設定いたしまして、利用者開放端末で、ご覧になっていただく状況が整うということになります。

Q 豊岡図書館で文献を探していてそれが無い場合には、中央図書館の文献が検索できますね。そういう検索というのは、支所からでも国立国会図書館に入れるのかどうか、中央図書館まで行かないと閲覧できないのかどうかという点についてお伺いしたいです。

A 国立国会図書館の資料の所蔵の有無は、豊岡図書館にあるインターネット開放端末でも検索は可能で、デジタル化された資料の内、一般に公開されているものであれば本文画像の閲覧もできます。

今回、中央図書館で国立国会図書館のデジタル送信サービスの受信ができるようになったというのは、著作権上の問題がクリアされた入手困難な資料が対象です。申請を出して承認を得られた図書館内においては閲覧できるというサービスです。現時点では、中央図書館のみで実施しています。

文献の入手については、豊岡図書館で図書館司書にこういった文献が欲しいといただければ、図書館司書が探しますので、どこにあるのか所在を突き止めた中で、国立国会図書館から協力貸出で出してもらえる資料なのかどうかを確認いたします。

おそらく国立国会図書館の資料は興味深く面白いものがあるでしょうね。

国立国会図書館の資料でデジタル送信により磐田市立中央図書館で閲覧できる資料は、著作権の問題がクリアできているものになります。

私も前に本が見つからなくて相談したらすぐに調べてくださって、それで北海道の図書館から取り寄せてくださいました。送料をお支払しますといたら、それは無料ですと言われて向こうから送ってくれたときはあちらの費用で送ってくださって、こちらから送り返すときにはこちらの費用で送るということで、利用者は一切無料で、本当に欲しい本を見つけて下さったことがあって、すごいシステムであるなと思いました。

郵送料に関しては、各自治体の判断というところもありますが、磐田市の場合は現在のところ図書館が負担しております。

(7) 文化財課

はじめに、報告事項について説明します。寄附者は、浜松市にお住いの津倉幹雄氏です。幹雄氏は、掛塚のこの地にお住いであったご当主津倉捨蔵氏の子どもで、今年1月にご当主が亡くなられた後に、一時的に東京から浜松市に転居し、屋敷の管理や相続等に関わってきたと聞いております。過日、相続が完了し、幹雄氏名義となったことで、市への寄付行為に至っております。

沿革ですが掛塚湊は江戸時代から水運業の拠点として位置づけされる中であって津倉家は砂町で材木商、両替商、次いで廻船問屋を営み、明治18年の港湾が完成して全盛期を迎えます。中でも津倉家は5隻の船を有して当地域で中屋、松下家、川口家、林家と並ぶ有数の規模を誇っていたとされています。また、津倉家は江戸屋と号し、明治期の当主は、町村施行時の人民総代、あるいは、村会議員を務め、実弟は大正期に掛塚町長を務めています。寄附の物件につきましては、土地は宅地で1,540㎡、建物は主屋、洋館、蔵、倉庫など5棟で床面積470㎡ございます。また、文化財としての価値については、明治期からの雰囲気や留める和風建築で、豪商の邸宅として残少数少ない事例であること、昭和期の洋館も設計者が判明しており西洋化を示す資料であること、主屋内の襖絵は平成23年5月に市指定有形文化財としたこと、国登録有形文化財の登録基準についても築50年以上を経過したものというもので主屋全体が一定の価値があると判断できるという状況になっております。津倉氏が寄附をしようとする理由については、津倉氏は現在市外に住んでおられ、将来的にも当地に転居される予定はなく、江戸時代から先祖代々に渡ってお世話になった磐田市に寄附という形でお礼をしたかったという申し出を受けております。寄附の条件はありません。

なお、今後、動産(書画、漆器、食器など)200点余の寄附も受けることとなっております。これだけではイメージが湧かないと思ひまして、追加資料で補足説明をします。場所は国道150線、掛塚橋の南に約100mに位置します。主屋1階の平面図、3ページ左側に2階部分の平面図を右側には敷地内の建物の配置図を示しました。居宅部分は約100坪の規模です。

続いて月例報告ですが、この10月は、小学校による埋蔵文化財センターの施設見学や中学2年生の職業体験が行われました。また、重点事項として、福田町史編さん専門委員会が9月27日に開催され、来年度刊行予定の通史編の執筆状況を確認しましたが、9月末時点で、約30%程度の提出状況で、年内中を目途にまとめて頂くよう依頼し確認したところです。

次に、予定事業についてですが、2件を重点事項として補足説明します。はじめに、ふるさと福田歴史講座の開催ですが、福田町史の関心を深めて頂くために、3週連続、3回開催するものです。2回の講座と1回の現地見学を予定しています。

次に、「磐田の宝：旧見付学校を知ろう」は、今年3回目となる事業で、中学生以上から参加可能としていますが、主には成人を対象に企画しているものです。本市の宝である旧見付学校の当時の様子を知る方は大変少なくなっている状況から、あらためて旧見付学校を知っていただく企画で行います。以上、月例報告とします。

< 質疑・意見 >

なし

8 協議事項

Q 前回、「磐田の教育」道しるべについて教育総務課からアンケートして配られていますけれども、今後、どういう取扱いをするかを含めてお考えを教えてください。

A 9月に各学校の教職員全体にアンケートを取りました。概ね半数の先生方がなんらかの形で児童生徒に伝えている、取り組みをしているという現状です。先の校長会においてアンケート結果を学校に戻しており、お話をさせていただきました。こども憲章などと合わせていくという中で、教育委員会内で、先生方に子供たちに先生自身の言葉で伝えられるようにということで、教育委員会訪問であるとか、校長会等で教育長がお話をさせていただいているというのが実情であります。知らないというアンケート結果もありましたけれども、半数の方々が何らかの形で伝えて頂いている。また、そこまで行き着いていないという先生方もいらっしゃいますので、来年度どういった活用が図られるのかという部分を校長先生などから参考事例でいただいて各学校には情報を伝えていきたいなと思っております。それについての予算化も検討しておりますので、27年度に予算が通れば何らかの活動が学校においてできるような体制を作りたいと考えております。いずれにしても選考委員会でご尽力いただいた城山中、福田中、田原小などの学校の先生方にどういった活用方法があるかということについてお話を聞きながら、先生方皆様にいかに伝えるのかについて校長先生方はされていると思っておりますので、そういったものを参考に出していきたいと思っております。教育委員会訪問に行ったときに、言葉をかみ砕いて説明をしたり、冊子にしたりという先生方の取り組みを聞いておりますので、そういった事例も拾い上げながら、どういった形にするかということはこれから考えていきたいと思っております。委員の皆様もご提案があれば教えていただければと思います。

26年4月にスタートして投げかけて前に出していった訳ですけれども、どんな状況にあるかということアンケートである程度様子が見えてくるし、色々な場で投げかけているということは伝わるのですが、それが今後教育の現場で定常的にそれが位置づけられているかということは非常に大切な部分になると思うのですね。アドバルーンを上げて終わってしまうということでなくて、磐田の教育の中でどういようにこれを位置づけていくかという議論をどこかでしたいと我々は思っています。前回、作成委員会を行った時のメンバーには校長先生に何名か入っていただいて何回か議論しているの

ですが、そういう中でこれを一度検証してみるというか、学校経営の独自性と教育観を含めて、それはそれとして大事にしていかなければいけないと思うのですが、ある程度この位置づけを明確にしていけないという感じを私は受けています。

竜洋東小はホームページに載せて下さっています。ホームページに載っているということは学校でもかなり伝えて下さっているのかと思います。また、学校運営協議会でも「磐田の教育」道しるべを配布することや校長先生から説明をするなどの取り組みを聞いています。色々な形で活用してくださっているのではないかと思います。

こういう訓示のようなものは、確かに置いて読むということはやり方としては良いとは思いますが、本当に心の中に入っていくものとして、実際教えている先生の事例をピックアップして、やり方がわからない方もいるでしょうし、道しるべが良いというよりも、それを利用した先生方の活動が良いという人がいるかもしれないので、是非、簡単に共有できるような事例をピックアップしてもらって参考になるのかと思います。

まだ1年経つのに時間があるものですから、我々なりに議論したいなと思っておりますので、また、教育委員会で議論していきたいと思っております。